

ふれあいの心がつまっています。

ぽけっと

2019 WINTER
第120号

野木町社協情報誌 **NOGI-TOWN POCKET**

 この情報誌は、一部赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

ふくしのつどいのぎ2018を開催しました



AKIKO
MATANO



目次

- | | | | | |
|----|----------------------|---|----|------------------------------|
| P2 | ふくしのつどいのぎ2018 | ⋮ | P7 | 平成30年度赤い羽根共同募金実績
貸付制度のご案内 |
| P4 | 災害支援派遣レポート | ⋮ | | |
| P5 | ひまわりカフェ
健康について | ⋮ | P8 | 第2回ひとりぐらし高齢者の交流会
善意の寄付 |
| P6 | ホープ館のご案内
職員採用について | ⋮ | | ふれあい福祉総合相談 |

野木町社会福祉協議会・野木町社会福祉ボランティア連絡協議会
ホームページアドレス <http://www.nogi-shakyo.or.jp>

ふくしのつどいのぎ2018開催報告

「ふくしのつどいのぎ2018」(町社会福祉協議会主催)が、平成30年11月4日、エニスホール小ホールで開催されました。式典では、日頃から社会福祉に尽力されている方々に表彰状ならびに感謝状が贈呈されました。式典終了後、又野亜希子さんによる講演が行われました。

野木町社会福祉協議会長表彰・感謝状受賞者



【表彰】

◎民生委員児童委員及び主任児童委員

- ・田部井一男 様
- ・小川 信子 様
- ・関根富美子 様

◎社会福祉団体及び社会福祉施設等

- ・山野井勝義 様

◎社会福祉事業協力者

- ・松澤 孝三 様
- ・赤松 和子 様
- ・中村日出子 様

【感謝状】

- ・一般社団法人小山歯科医師会 様
- ・卯ノ木クラブ 様
- ・古河ヤクルト販売株式会社 様
- ・野木町商工会女性部 様
- ・野木ライオンズクラブ 様
- ・矢畑むらづくり組合 様
- ・渡邊会計事務所 様
- ・杏林製薬株式会社
わたらせ創薬センター 様



受賞された皆様おめでとうございます!

「命の輝き～車いす体験から見える世界ってけっこう素敵～」

講師 又野亜希子 氏

ボランティア取材レポート 走辺 寿美子

講演が始まる前、1枚のリーフレットを手に取った。「障害者差別解消法ができました」……平成28年4月からスタートしたこの法律は、「障がいがある」という理由だけで、アパートを貸してもらえない、車いすだからといって店に入れない等の声を受けてきたという。さて、もしかして、いつ障がい者になるかわからない私たち。「人の身に立って考える」…自分も含め、どれだけの人ができるだろうか？ 災害で心身とも傷ついた人、重い病に侵された人、そして障がいのある人に対して、どれだけ心を寄せることができるだろうか？ 今回の講演は、あらためてこの問題を考える機会になるにちがいない。

講師の又野亜希子さんは幼稚園教諭として勤務後、結婚を機に退職。結婚後、保育士の仕事を始めた頃、出勤途中の交通事故により頸髄を損傷し、重い障がいが残った。「保母として障がいのある子供のボランティア活動をしていた頃は、障がいのある人はかわいそうと思っていたのですよ」と話す車いすの又野さん。茶系のシックな装いがお似合いの素敵な女性だ。事故後、病室の中で管につながれたままベッドに横たわっているだけの身が辛く、医師に「殺してください」と頼んだという。私は誰の役にも立たない。生きている資格がない。毎日、死ぬことばかり考えていたと当時を振り返った。そして、「まさか、自分が障がい者になるとは思ってもみなかった」…と。

退院後も辛かったという。首から下に障がいが残りに、一人で食事や排泄もお風呂にも入れないのだ。まだ28歳という若さには、この屈辱が耐えられなかった。だが、リハビリ病院で様々な障がいを持った人たちに出会った。みんな社会復帰をめざし頑張っていた。中には、脊椎損傷しても、今は車いすラグビーでパラオリンピックに参加するまでになった青年もいる。そんな仲間の姿を見て、「自分も頑張ろう」と思ったという。そんなリハビリの結果、車いすながらもトイレと衣服の着替え、そして車の運転もできるようになった。

そして、事故から1年後、妊娠をしていることが分かった。心も壊れてしまった又野さんを精神的にも支えてくれたご主人は、傍を離れることもなく共に結婚生活を大事に営んでくれたのだ。「夫に何度も離婚を申し出たのだけど、いつも軽くかわされてしまって」と話す様子は幸せそう。そんな折の出産。「自分はお母さんになれるのだろうか？」不安でいっぱいだったという。だが、無事に、帝王切開で女の子を出産した。

今、バリアフリーの小さな家で家事をする普段の生活が楽しいという。講演の初めに放映されたテレビの録画ビデオの中で、娘さんと話す又野さんの姿は、普通のお母さんだ。だが、掃除もテーブルの奥の方まで手を伸ばせない不自由さもある。娘の子育ても大変だった。餡の袋を開けられないし、抱っこをせがまれてもできなかった。今は成長した娘さんは小学6年生。落ち込んでいる自分を励ましてくれ、家事も手伝ってくれると嬉しそうに話す。子育てを手伝ってくれた両親や色々な所へ連れて行ってくれる友達の大切さも身に染みている。今、こうやって、たくさんの人の協力を得て、車いすで子育てしながら、生きる喜び、命の尊さを実感し講演活動や執筆活動、生活アドバイザーなど充実した日々を送っていることに感謝しているという。

障がい者になってわかったこと。それは命の強さだという。人間って強い。どん底に落ちても小さな光を見出す。そして、人間は一人一人違うこと。人種、病の人、障がいのある人…すべて違いを認めることが大切と力を込める。又野さんは外出する時に気づくことがあるという。障がい者用の駐車場に健常者が車を止めていたり、レストランで嫌な思いをしたり、タクシーに乗車拒否をされたりするという。**お互いの違いを理解し寄り添う優しさがあれば、こんなことにはならないのでは？** 障がいのある方は、ちょっとした手助けと道具があれば、世界が広がるはず。

障害者差別解消法施行から2年以上たった今、もう一度詩人の金子みすゞが綴った「みんなちがって、みんないい」という言葉をかみしめたい…。

講演後、会場から「小学校で絵本の読み聞かせをしています。どんな本を推薦しますか？」「ネットで又野家のお昼寝アートの写真を見ましたよ」などの話しも出て、又野さんは手ごたえを感じたのではないのでしょうか？ 今健康者の私も、又野さんの言葉にいっぱい元気もらい、決して「頑張ってください」ではなく、「お互い頑張りましょう」と言いたくなりました。

著書「ママの足は車イス」「ちいさなおばけちゃんくるまのななちゃん



アンケートの一部をご紹介します

失くした物より得た物の方が多いと話す姿に、障がいのあるなしに関わらず、前向きに生きていくことが大切だと教えられた。(50代・女性)

つどいのテーマにふさわしい講演だった。健常者には見えない世界が見え、ハンデを持った方へ接し方を学んだ。(80代以上・男性)

勉強になった。幸せを感じた。明日から、いや今から家族や人にやさしくできそう。今以上に！素晴らしい女性に出会えてうれしかった。これからも笑顔でいてください。(60代・女性)

義援金ご協力の御礼

整理券販売の売り上げ、受付募金箱で集まったお金は、県共同募金会へ義援金として下記のとおり送金しました。

平成30年7月
豪雨災害義援金
37,939円

皆様のあたたかいご支援、
ご協力ありがとうございました。

平成30年7月 豪雨レポート

～被災地から見る人と人とのつながり～

野木町社会福祉協議会 染谷 敏治



西日本を中心に広い範囲で集中豪雨があった「平成30年7月豪雨」から約半年が経ちました。私は栃木県社会福祉協議会より災害ボランティアセンター（以下、災害VC）運営支援のための職員派遣の依頼を受け、9月15日から21日までの期間、被災された広島県呉市の安浦地区へ行きました。

■呉市安浦地区の状況

災害VCの運営支援へ行った安浦地区の状況は被災してから2カ月経ち、駅周辺の住宅地は河川の氾濫を受けたものの徐々に復興が進んでいました。ライフラインはおおよそすべての地域において復旧済みで、場所によって飲食店等はずすでに営業をしていました。しかし、山あいの地域は土砂崩れの被害が大きく、重機による復旧作業を行っていました。



■人と人とのつながり

災害VC運営支援をする中、印象的だったことは地域の人と人とのつながりでした。被災され、一番辛いであろう地域の方が、ボランティアを必要としている人の情報を教えに来ていたり、ボランティアが距離の遠い現場へ行く際、地域の方が送迎をされていました。こうした背景には、普段からお互いに顔見知りになっており、身の周りの状況や、だれが困っているのか把握するなどして、地域の人と人とのつながりを築いていたからではないかと考えます。災害はいつ起こるかわかりません。災害に限らず、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくために日頃から地域で人と人とのつながりを築いていくことが必要であると考えます。

■普段からの備え

阪神・淡路大震災で、家の下敷きになった人々の多くを助け出したのは、家族や近所の人たちだったそうです。地域の人と人とのつながりを築くためにまずは、自分たちの出来るところから近所の人と声を掛けあったり、町内会、自治会等で開催される行事、防災訓練等に参加してみたりしてはいかがでしょうか。

最後に、本災害で被災した方々にお見舞いを申し上げると同時に、一日も早い地域の復興を心からお祈りいたします。





ひまわりカフェ



「ひまわりカフェ」とは認知症の方やその介護をしている方、
認知症に関心がある方など、誰でも気軽に利用できる憩いの場です。
認知症に関することをみんなで共有してみませんか？

出入り自由♪



申し込み不要♪



第4回

日時：平成31年3月20日(水)
午後1時～午後3時
会場：野木町総合サポートセンター

内容

講話、認知症予防の体操、情報交換 など
講師：デイ・リハビリテーションセンター
イルカゆかいセンター長

問い合わせ先

野木町役場 健康福祉課高齢対策係 Tel 57-4173
野木町地域包括支援センター(本センター) Tel 57-2400
(サブセンター) Tel 23-2200



風邪は、万病の元!!

まだまだ寒く乾燥する季節が続きますね。
健康で暖かい春を迎えるために欠かせないのが、風邪予防！
今の季節は、インフルエンザや胃腸炎等、様々な病気が流行します。
ポイントをふまえて、風邪を予防し、健康的に過ごしましょう♪



POINT

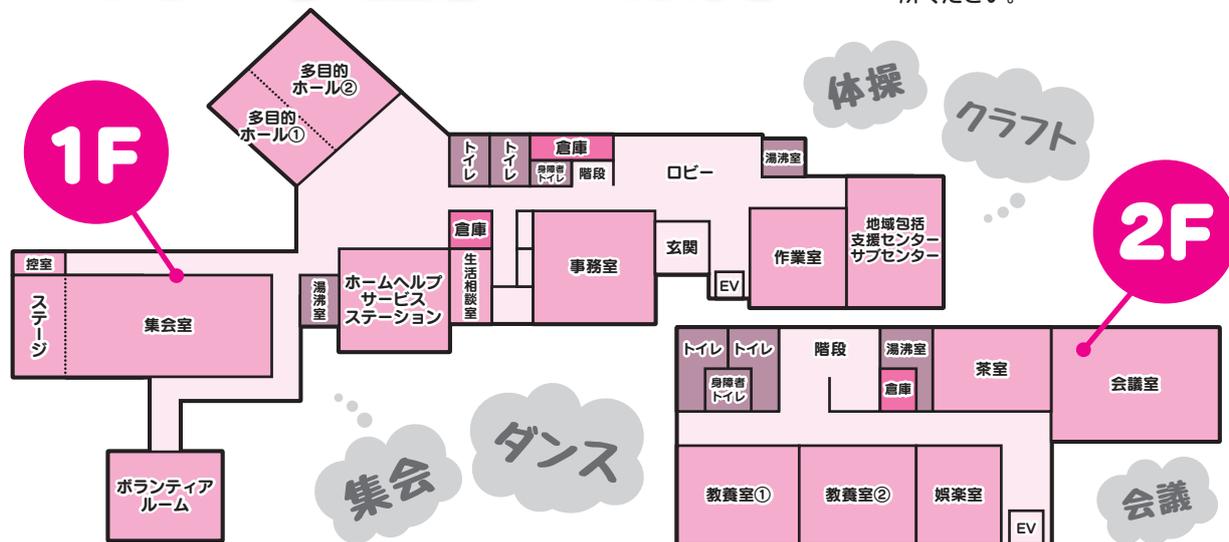
- ・手洗い
- ・うがい
- ・マスクの着用
- ・室内の湿度を保つ
- ・適度な運動
- ・栄養、休養を十分に



野木町老人福祉センター 「ホープ館」のご案内

ホープ館は高齢者の方々が楽しく、明るく、健康的な、生きがいのある日々を過ごしていただくための施設です。

なお、年齢を問わず、どなたでもご利用できますので、お気軽にご来所ください。



利用料について

☆小山市、栃木市、古河市、加須市、板倉町の方は「町内居住者」と同じ区分になります。

区分	※町内居住者	町外居住者
60歳以上の方	無料	300円
就学前の児童	無料	
小・中学生	100円	240円
上記以外の方	200円	
団体 20名以上	160円(小・中学生は除く)	



日本司法支援センター ホープテラス

日本司法支援センター（愛称 法テラス）は、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、国から資金を受けて、「いつでも、どこでも、誰でも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる」ようにすることを目指して、情報の提供、民事法律扶助、刑事国選弁護人の確保、犯罪被害者支援等の業務を行っております。

法的な困りごとは、まず、法テラスにお電話ください。解決に役立つ情報を提供したり、法律相談の窓口を紹介します。また、資金の乏しい方に対しては、無料で法律相談を行い、裁判、調停、交渉の代理人として弁護士、司法書士を依頼する必要がある場合には、審査のうえ、弁護士等を紹介し、その費用を立て替えます。

法テラス栃木 平日 / 9:00 ~ 17:00
☎ 050-3383-5395

介護支援専門員兼 介護職員(正規職員)の募集

採用人数	1名35歳まで(平成31年4月1日現在)
業務内容	介護保険事業所におけるケアプランの作成に関する業務 訪問介護に関する業務
期間	平成31年4月1日～
資格	高卒以上、 介護福祉士及び介護支援専門員(必須)
勤務時間	8時30分～17時15分(休憩60分)
応募	電話連絡の上、市販の履歴書(写真添付)、 上記の資格証明書(写)を提出(郵送可)
受付期間	必要書類を平成31年2月15日(金)までに提出してください。土・日曜日・祝日を除く(午前8時30分～午後5時15分)。郵送の場合は、2月15日(金)必着

【問合せ・申込先】

野木町大字友沼5840-7(ホープ館)
社会福祉法人 野木町社会福祉協議会 ☎57-3100



平成30年度 赤い羽根共同募金にご協力 いただきありがとうございました

法人募金協力事業所 (順不同・敬称略)

- (有)平澤製作所
- (株)ヒラサワ
- (株)日誠工業
- (有)山田製作所
- 杏林製菓(株)
- わたらせ創薬センター
- フクダ工業(株)
- 日本ピストンリング(株)
- 栃木工場
- ゼブラ(株)野木工場
- 坂本香料(株)野木工場
- (株)伊藤段ボール関東
- 栄研化学(株)野木事業所
- 寿工業(株)
- 東洋精工(株)
- (株)長谷川工業
- (有)岩波興業
- 弘電商事(株)古河支店
- (有)針谷鐵工
- (有)針谷工務店
- 道浦工業(株)
- 虎屋電機(株)野木店
- (有)館野造園
- 乃木鈴建設産業
- (株)栗田製作所

平成30年度 赤い羽根募金実績表

募金(内訳)	協力(世帯)数	金額(円)
友 沼	371	149,500
松 原	738	294,562
新 橋	1,318	492,363
野 木	447	180,500
野 渡	378	151,200
南 赤 塚	530	212,000
中 谷	97	38,800
丸 林 東	1,022	404,001
丸 林 西	648	257,100
潤 島	545	217,400
若 林	176	69,400
佐 川 野	236	94,400
川 田	149	59,600
戸別募金合計	6,655	2,620,826
街 頭 募 金	1ヶ所	16,134
職 域 募 金	2ヶ所	7,083
法 人 募 金	23社	116,000
設 置 募 金 箱	8ヶ所	3,914
個 人 募 金	1人	5,000
利 息	—	5
自動販売機募金	2台	48,279
総 合 計		2,817,241

みなさまからご協力いただいた募金は、地域福祉活動に使わせていただきます。

- (1) 県内福祉施設等への配分
(県配分委員会により配分先や金額が決定され、栃木県内の福祉施設へ配分されます。)
- (2) 野木町地域福祉活動への配分
 - ひとりぐらし高齢者の交流事業
 - 学童・生徒V普及事業他

貸付制度のご案内

教育支援資金(教育支援費・就学支度費)

この制度は、栃木県社会福祉協議会でおこない、他資金からの借入れが困難な低所得者世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学、または高等専門学校に就学するのに必要な経費及び入学に際し必要な経費を貸付するものです。

※他制度が利用できる場合は、そちらが優先となります。

(本資金のご利用にあたっては、日本学生支援機構(給付・無利子)、日本政策金融公庫、母子父子寡婦福祉資金などの他の融資・給付制度の利用が優先となります。これらが利用できるか必ず確認のうえ、ご相談ください。)

◎修学資金

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費	高校…月35,000円以内 高専…月60,000円以内 短大…月60,000円以内 大学…月65,000円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内	無利子 (延滞利子は年5%)
就学支度費	500,000円以内			

※貸付には、世帯の所得制限等の貸付要件がありますので、詳しくは野木町社会福祉協議会 57-3100 までお問い合わせください。

第2回 ひとりぐらし高齢者の交流会

- ★ 日 時 平成31年2月21日(木) 午前10時～午後1時
- ★ 場 所 ホープ館(野木町老人福祉センター)
- ★ 内 容 ・「歌と人形劇」ふしぎなポケット
・「歌って!笑って!人生125歳」 五家英子氏
・みんなでおいしいお食事♪会食会
- ★ 参加対象者 町内在住の65歳以上のひとりぐらしの方
- ★ 申込定員 70名(定員になり次第締め切りにさせていただきます。)
- ★ 申込方法 申込受付は2月4日(月)～2月12日(火)です。
☎57-3100又は直接野木町社会福祉協議会
(ホープ館)までお申し込みください。(土・日・祝を除く)
また、当日ホープ館(老人福祉センター)までの送迎を
希望される方は、申し込みの際にその旨をお伝えください。



善意の寄付

10月

- ・匿名 様 50,000円
- ・杏林製薬株式会社
わたらせ創薬センター 様 軽合金白杖10本
- ・古河ヤクルト販売株式会社 様 31,000円
- ・JUNCTION HAIR GALLERY
スタッフ一同 様 8,880円

11月

- ・匿名 様 11,000円
- ・JUNCTION HAIR GALLERY
スタッフ一同 様 8,880円

12月

- ・JUNCTION HAIR GALLERY
スタッフ一同 様 8,880円
- ・七宝焼きメルヘン会 様 10,000円
- ・五家英子 様 車いす1台

ありがとうございました!!

『ふれあい福祉総合相談』のお知らせ

野木町社会福祉協議会では、日頃から抱えているいろいろな悩みや問題について、相談に応じられるように「ふれあい福祉総合相談」を開設しています。

相談種別	相談日・時間	相談内容
心配ごと相談	毎月第1・第3水曜日 午前10時～正午	家庭の悩み 心配ごとのある方
法律(弁護士)相談	毎月第3木曜日 午前10時～正午	法律に関わる相談のある方 予約が必要ですので、下記までご連絡ください。
ボランティア相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	ボランティア保険の加入や、社会福祉支援活動等に関する相談のある方
介護相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	介護に関する相談のある方
生活資金・地域福祉権利擁護相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	生活資金や日常金銭管理に心配のある方



場所・問い合わせ先

野木町社会福祉協議会
(野木町老人センター内)
電話 57-3100
FAX 57-3101

- 相談は無料・秘密は厳守いたします
 - 法律相談は、事前予約が必要です
- また、相談については原則として1人2回(平成30年度内)とします